

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (2件)	(経営支援課) 1
○国土調査の成果の認証	(用地対策課) 2
○道路の区域変更	(道路課) 2
○道路の供用開始(2件)	() 3
落札公告	
○落札者等の公告	(総務事務センター) 3

告 示

高知県告示第660号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和5年10月10日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称及び住所

ア 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

イ 三菱HCキャピタルプロバティ株式会社 代表取締役 西喜多 浩

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

高知パワーセンター

高知市介良字長丁317-1ほか

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及

び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
株式会社アルペン	代表取締役 社長 水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株式会社大創産業	代表取締役 社長 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14
株式会社チヨダ	代表取締役 社長 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目30-16
テレニシ株式会社	代表取締役 辻野 秀信	大阪市中央区城見一丁目2番27号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社マックハウス	代表取締役 社長 坂下 和志	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
青山商事株式会社	代表取締役 社長 青山 理	広島県福山市王子町一丁目3番5号

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
株式会社アルペン	代表取締役 水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14

株式会社チヨダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目30-16
テレニシ株式会社	代表取締役 高島 謙一	大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社マックハウス	代表取締役 船橋 浩司	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
青山商事株式会社	代表取締役 青山 理	広島県福山市王子町一丁目3番5号

(4) 変更年月日

令和5年7月24日

(5) 変更理由

代表者の変更のため

2 届出年月日

令和5年9月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

高知県告示第661号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和5年10月10日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
四万十ショッピングガーデン
四万十市具同八反田3189-2
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 浩一	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
株式会社ファーストリテイリング	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社ワークウエイ	代表取締役 奥村 恭明	高知市百石町一丁目1番21号
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6
株式会社マックハウス	代表取締役 坂下 和志	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
株式会社チヨダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
株式会社紀久屋	代表取締役 上田 晃司	岡山県岡山市北区表町一丁目7番33号
尾崎 裕一	代表 尾崎	宿毛市中央2-

	裕一	8-18
--	----	------

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 浩一	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
株式会社ファーストリテイリング	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社ワークウエイ	代表取締役 奥村 恭明	高知市百石町一丁目1番21号
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6
株式会社マックハウス	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
株式会社チヨダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
株式会社紀久屋	代表取締役 上田 晃司	岡山県岡山市北区表町一丁目7番33号
株式会社fouryou	代表取締役 尾崎 裕一	宿毛市南沖須賀1番10号

- (4) 変更年月日
令和5年4月1日
- (5) 変更理由
代表者の変更及び小売業者の入店のため
- 2 届出年月日
令和5年9月19日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
四万十市役所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第662号

土佐市甲原の一部地区及び土佐郡土佐町土居の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月10日

高知県知事 濱田 省司

1 調査を行った者の名称

- (1) 土佐市
- (2) 土佐町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 土佐市甲原の一部
令和2年度及び令和3年度
- (2) 土佐郡土佐町土居の一部
令和2年度及び令和3年度

3 成果の名称

- (1) 土佐市地籍図及び地籍簿
- (2) 土佐町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

令和5年10月10日

高知県告示第663号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年10月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月10日

高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩目地西佐川停車場

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町加茂字シボワリ1432番1から	前	4.0 }	781

高岡郡佐川町字大境 乙4277番1まで		11.8	
高岡郡佐川町加茂字 シボフリ1432番1地 先から 高岡郡佐川町字大境 乙4277番1まで	A	4.0 }	781
高岡郡佐川町加茂字 シボフリ1431番12か ら 高岡郡佐川町字大境 乙4277番1まで	B	6.0 }	754

高知県告示第664号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年10月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市大井字ヒシリバへ乙 352番2から 安芸市大井字ヒシリバへ乙 352番4まで	200	令和5年10月10日

高知県告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年10月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町米奥字佛ノ 窪551番1から 高岡郡四万十町米奥字宮ノ 前650番1まで	180	令和5年10月10日

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年10月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
高知県総務事務委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額
262,240,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和5年6月13日